

3介第50号
令和3年4月5日

各介護サービス事業所 管理者 様

介護保険課長

居宅サービス計画書の変更に伴う担当者会議開催について（通知）

日頃は、岡崎市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定に伴い、新設・変更になる加算を介護サービス事業所が算定されている時期かと思えます。この場合、ケアマネジャーの判断の上、ケアプラン内の目標やサービス内容が変わることにより、サービス担当者会議（以下「担当者会議」という。）の開催を行うこととなります。ケアプランを変える必要があるとケアマネジャーが判断すれば、すみやかに担当者会議を開催していただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、ケアプランを変える必要がなく、担当者会議は開催しないとケアマネジャーが判断した場合は、ケアマネジャーはその理由、根拠を記録に残していただきますようお願いいたします。具体例として以下のとおりお示しします。

具体例

通所介護事業所が令和3年3月サービス提供分まで個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定しており、令和3年4月サービス提供分から個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロを算定する場合

通所介護事業所は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロの要件や、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）等を参照していただいた上で、これまでの個別機能訓練計画の見直しを行う必要があります。

令和3年4月サービス提供分から個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロを算定することと、見直しの結果、個別機能訓練計画が変わったこと、又は変わらなかったことをケアマネジャーに連絡します。

通所介護事業所からの情報を基に、ケアマネジャーはケアプランを変える必要性の有無を考え、担当者会議の有無を判断します。

ケアプランを変える必要がないとケアマネジャーが判断すれば、担当者会議を開かなくとも、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロを算定できます。

（担当：福祉部介護保険課 指導監査係 電話 23-6830 FAX 23-6857）